

相談名	日時	場所	問い合わせ・申し込み先
弁護士相談	10日(水) 午後1時30分～4時30分 (受付 2日(火)午前8時30分～)	市役所2階 A会議室	人権・市民生活課 TEL(36)5566・(36)5881 ※市役所代表電話(33)3111では 予約できません
	24日(水) 午後1時30分～4時30分 (受付 16日(火)午前8時30分～)		
電予	いずれも先着6人		
司法書士相談	17日(水) 午後1時30分～4時30分 先着6人(受付 9日(火)午前8時30分～)		
電予			
行政相談	4日(木) 午後1時30分～4時	市役所2階 A会議室	人権・市民生活課 TEL(36)5881・FAX(36)5553
人権相談	25日(木) 午後1時～4時		
福祉の総合相談・ 生活困窮の相談	月～金曜 午前8時30分～午後5時	市役所2階 福祉政策課窓口	福祉暮らし仕事相談室 TEL(36)5583・FAX(32)6518
職業相談 (求人票の配布、就職など にかかる相談)	9日(火) 午前9時30分～11時30分	八幡子どもセンター	商工労政課 ☎7029 TEL(36)5517・FAX(46)5320
	9日(火) 午後1時30分～3時30分	八幡東子どもセンター	
	月～金曜 午前8時30分～午後5時	ハローワークプラザ近江八幡	ハローワークプラザ近江八幡 TEL(33)8609
キャリアカウンセリング (仕事・働き方悩み相談)	22日(月) 午後5時～8時	アクティ近江八幡	商工労政課 ☎7348 TEL(36)5517・FAX(46)5320
創業個別相談	8月1日(月) 午前9時～午後8時	近江八幡商工会議所	近江八幡商工会議所 TEL(33)4141 安土町商工会 TEL(46)2389
	9月5日(月) 午前9時～午後8時	安土町商工会	商工労政課 TEL(36)5517・FAX(46)5320
農業相談	8月1日(月) 午前9時30分～11時30分	総合支所 消防司令室	農業委員会 TEL(36)5520・FAX(46)5320
	9月1日(木) 午前9時30分～11時30分		
介護者のつどい	19日(金) 午後1時30分～3時 ※高齢のご家族を介護されている人が対象	ひまわり館2階 研修室3	長寿福祉課 TEL(31)3737・FAX(31)3738
教育相談	月～金曜 午前9時～午後4時30分 ※幼児・小・中学生とその保護者対象	教育相談室(マナビィ2階)	教育相談室(マナビィ2階) TEL(37)8877
保育人材バンク 『出張就職相談』	19日(金) 午前10時～正午、午後1時～4時	滋賀マザーズジョブステーション (県立男女共同参画センター)	【問】滋賀県保育士・保育所支援センター TEL 077(516)9090 【申】滋賀マザーズジョブステーション TEL(36)1831
電予			
一日年金相談所	18日(木) 午前10時～午後4時	ひまわり館2階 研修室3	草津年金事務所お客様相談室 TEL 077(567)1311
電予			
心配ごと相談	月～金曜の偶数日(12日(金)・16日(火)を除く) 午後1時～4時	ひまわり館1階 相談室1	近江八幡市社会福祉協議会 TEL(32)6111・FAX(36)6910
福祉の困りごと相談	月～金曜(祝日を除く) 午前8時30分～午後5時	ひまわり館	
退職男性のための 地域活動相談	22日(月) 午後1時～3時	ひまわり館	近江八幡市社会福祉協議会 TEL(31)2677・FAX(36)6910
ボランティア・ 地域福祉活動相談	月～金曜(祝日を除く) 午前8時30分～午後5時		
保護司相談	23日(火) 午後1時～4時	近江八幡・竜王更生保護サポ ートセンター(総合支所3階)	近江八幡保護区保護司会 TEL(46)3141(内線345)
電予			
税務相談	※8月はありません 9月8日(木) 午前10時～午後4時	(公社)近江八幡納税協会 (近江八幡商工会議所2階)	(公社)近江八幡納税協会 TEL(33)4121・FAX(36)8415
相続等くらしの問題 行政書士無料相談	19日(金) 午後1時30分～3時30分	滋賀中央信用金庫本店	県行政書士会湖東支部(江南事務所) TEL(47)7517・FAX(47)8507
無料健康相談	1日(月)・9日(火)・17日(水)・25日(木) 午前9時～11時	滋賀八幡病院	滋賀八幡病院 TEL(33)7101・FAX(32)7725



気づかないうちに高額請求!? 子どものゲーム課金トラブルに注意



【事例】

スマートフォンの料金の10万円を超える請求を受けた。驚いて携帯電話会社に確認すると、オンラインゲームの課金だという。夏休みで帰省した小学生の孫に頼まれて自分のスマートフォンを使わせていたところ、オンラインゲームをダウンロードし、有料のアイテムを次々購入したようだ。

学校が長期の休みに入ると、子どもが保護者の同意なくオンラインゲームに課金してしまったという相談が増えます。オンラインゲームの多くは無料で始められますが、アイテムなどを手に入れるために課金が必要となることがあります。友人と比較して自分も強くなりたいたいという心理から

課金してしまうことがあるようです。また、インターネットには、課金の方法を紹介する動画なども存在するため、保護者が「方法を知らないので課金するわけがない」と思っているにも注意が必要です。

子どものゲームの利用を管理、保護するための「ペアレンタルコントロール」という仕組みを利用し、予期せぬ高額課金を防ぐようにしてください。

18歳未満の未成年者が保護者の同意なく課金してしまった場合、契約の取り消しが可能な場合があります。トラブルが生じたら消費生活センターに相談してください。

消費者トラブルで困ったらご相談ください!

近江八幡市消費生活センター (人権・市民生活課内)
TEL(36)5566・FAX(36)5553

いやや
188



5限目

お互いの顔が見えるまちづくり ～地域のイベント・行事に参加しよう～

地域では、自治会が主催となって開催しているイベントや行事がたくさんあります。

例えば、子どもからお年寄りまでが楽しめる夏祭りやレクリエーション、健康維持に役立つスポーツイベント、地藏盆のような文化的な行事もあります。

このようなイベントや行事には、それ自体が持つ本来の意味や目的がありますが、その一方で住民同士の親睦を図るといった大きな役割も持っています。

普段から積極的にイベントなどに参加し、親密な関係性を築いていけば、災害時や緊急時、日常生活での困りごとなど、いざという時にお互いを助け合えることにつながります。

ここ数年、コロナ禍でイベントや行事の形態が変わりつつありますが、企画者側として参画するなど、地域住民のひとりとして、ぜひイベントや行事に参加してみたいかがでしょうか。



地域住民でにぎわう夏祭り(平成30年度開催)

自治会加入を希望する人へ、地域の自治会を紹介します!

問 まちづくり協働課 TEL(36)5552・FAX(36)5553